

秋田で「公共サービス基本条例制定を求める運動組織」立ち上げ

8月20日、秋田県公務労協主催の単産学習交流会を開催した。この会は毎年恒例となっているものだが、今年度は「公共サービス基本条例制定を求める運動組織立ち上げの会」と位置付け、連合秋田、連合議員懇、公共サービス関連労組等幅広く呼びかけて開催した。参加者は公務労協加盟単産組合員を中心に90人。



会の冒頭、秋田県公務労協小林代表から「公共サービスは人間の尊厳を守る

セーフティーネット。しかし昨今、公共サービスが行き届いているとは言えない状況が続いている。安心・安全な生活の実現のために公共サービス基本条例の早期制定をめざしたい」と、あいさつがあり、本集会の趣旨について全体の意思統一が図られた。

続いて、公務労協の岩岬副事務局長より講演を受けた。講演の中で、「公共サービスキャンペーンは第1段階から第2段階へ移行した」と、これまでの公共サービス基本法成立に至るまでの流れと、今後の基本条例制定に向けた取組みの必要性についての話があった。特に、現状認識において、これまでの政策が『現金給付』に偏ってきた問題点と、今後、保育や介護の現物給付こそが重要であるという指摘は、秋田県の抱える現状を知る公務員労働者たる参加者多くの意識に染み込み、あらためて公共サービス基本条例制定の必要性が明確となった。

講演の後、連合議員懇の県議から複数質問があった。「日本の公共サービスは高水準にあると考えていたが、他の先進国と比べてどうなのか」「公共サービスという概念がとても幅広い。条例制定によって何が変わるのか明確にする必要があるのではないか」などの質問に対し、岩岬副事務局長から丁寧に回答いただいた。

この日は人事院勧告の概要や査定給の実態等、学習内容が多く、公共サービス基本条例制定に向けた議論を掘り下げることはできなかったが、秋田県公務労協では10月16日にあらためて『公共サービス基本条例の制定を求める秋田県民集会』を開催する。学習を深めるとともに、広く県民へもアピールしたいと考えている。